

議案第 38 号

丸亀市教育委員会情報公開条例等施行規程の一部改正について  
丸亀市教育委員会情報公開条例等施行規程の一部を次のように改正したい。

令和 5 年 3 月 27 日

丸亀市教育委員会  
教育長 末 澤 康 彦

丸亀市教育委員会告示第 号

丸亀市教育委員会情報公開条例等施行規程の一部を改正する規程  
丸亀市教育委員会情報公開条例等施行規程(平成 17 年教育委員会告示第 1 号)の一部を次のように改正する。  
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>丸亀市教育委員会情報公開条例及び附属機関会議公開条例施行規程</p> <p>丸亀市教育委員会が管理する公文書に係る丸亀市情報公開条例(平成 17 年条例第 21 号)の施行及び丸亀市教育委員会の附属機関の会議の公開に係る丸亀市附属機関会議公開条例(平成 18 年条例第 37 号)の施行については、丸亀市情報公開条例施行規則(平成 17 年規則第 16 号)及び丸亀市附属機関会議公開条例施行規則(平成 18 年規則第 35 号)の規定を準用する。</p>	<p>丸亀市教育委員会情報公開条例等施行規程</p> <p>丸亀市教育委員会が管理する公文書及び個人情報に係る丸亀市情報公開条例(平成 17 年条例第 21 号)及び丸亀市個人情報保護条例(平成 17 年条例第 22 号)の施行並びに丸亀市教育委員会の附属機関の会議の公開に係る丸亀市附属機関会議公開条例(平成 18 年条例第 37 号)の施行については、丸亀市情報公開条例施行規則(平成 17 年規則第 16 号)、丸亀市個人情報保護条例施行規則(平成 17 年規則第 20 号)及び丸亀市附属機関会議公開条例施行規則(平成 18 年規則第 35 号)の規定を準用する。</p>

附 則

この告示は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。